

熊本バーベキュー協会 会 則

第1章 総 則

- (名 称)
第1条 本会は、「熊本バーベキュー協会」と称する。
- (事務所)
第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

- (目 的)
第3条 本会は、熊本でバーベキューを使った食の文化の向上及び地域づくり・地域発展、地域コミュニティ活性化に寄与することを目的とする。
- (活 動)
第4条 本会の活動は次の通りとする。
(1) 定期的なバーベキューイベントの企画・開催
(2) バーベキューインストラクター検定の企画・開催
(3) その他、各種イベントの企画
(4) バーベキュー器材のレンタル
(5) 会員間の親睦と情報交換、新規会員の勧誘及び、他の地域団体との交流を図る。

第3章 会 員

- (構成員)
第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本会の会員になった者をもって構成する。
- (会員資格の取得)
第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。なお、入会の際は、本会の既会員の1名以上の紹介を必要とする。
- (経費の負担)
第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、別に定める年会費を支払う義務を負う。なお、期中での入会、退会の場合でも、1年分の会費額とする。
- (任意退社)
第8条 会員は、別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも脱会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名できる。
- (1) この会則その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条のほか会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総会員が、同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡し又は解散したとき。

第4章 会員総会

(構成)

- 第11条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

- 第12条 会員総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 計算書類等の承認
 - (5) 会則の変更
 - (6) 解散

(開催)

- 第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 会員総会は、代表理事が招集する。

(招集の請求)

- 第15条 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第16条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

- 第17条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 会員総会の決議は、会則に別の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 会則の変更
 - (3) 解散

(議事録)

- 第19条 会員総会の議事については、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第20条 本会に次の役員を置く。
- (1) 代表理事 1人 … 本会の代表として、会の運営を総括する。
 - (2) 副代表理事 2人 … 代表を補佐し、代表不在の際その職務を代行する。
 - (3) 理事 3名以上10名以下 … 本会を運営・執行する。
 - (4) 監事 若干名 … 本会の会計監査などを行う。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議により、理事の中から互選する。

(役員任期)

- 第22条 役員任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、会則に定めるところによりその職務を執行する。
- 2 代表理事は、会則に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、いつでも、本会の業務及び財産、会計の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、会員総会において定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、会員総会の決議を得

て、報酬として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行なう。
(1) 本会の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。
2 代表理事が、欠けたとき又は代表理事に事故があるときは各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成する。

第7章 事業年度

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(附則)

1 年会費額は、次のとおりとする。

年会費： 個人の場合 一般 3,000円 学生 1,000円

2 本会則は、2015年4月1日から施行する。